

## 教育委員会 8 月定例会会議録

1. 日 時 平成27年8月19日(水)午後3時00分
2. 場 所 土浦市教育委員会大会議室
3. 出席委員 委員 長 小 原 芳 道  
職務代理者 橋 本 重 信  
委 員 木 下 謹 子  
委 員 説 田 賢 哉  
教 育 長 井 坂 隆
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 湯 原 洋 一 教育総務課長 根 本 卓 也  
学 務 課 長 望 月 亮 一 生涯学習課長 今 野 修  
スポーツ振興課長 星 田 洋 一 指 導 課 長 小 島 勝 則  
図 書 館 長 大 貫 三 千 夫 学務課長補佐 田 中 裕 之  
文化課長補佐 中 澤 達 也
5. 議 題
  - (1) 議 案
    - ① 議案第 15 号  
平成 27 年度土浦市一般会計補正予算案（第 3 回）に対する意見について  
(スポーツ振興課) (非公開)
    - ② 議案第 16 号  
川口運動公園野球場ナイター照明設備工事の請負契約に対する意見について  
(スポーツ振興課) (非公開)
    - ③ 議案第 17 号  
平成 26 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書について  
(教育総務課)
    - ④ 議案第 18 号  
土浦市立幼稚園適正配置の諮問について (学務課)
    - ⑤ 議案第 19 号  
土浦指定文化財の指定の諮問について (文化課)
  - (2) 報告事項
    - ① 図書館資料の取り扱いについて (図書館)
  - (3) その他
6. 傍聴者 なし
7. 議事内容

委員 長 皆さんこんにちは。お暑いところ、お集まりいただき、ありがとうございます。  
8月定例会をただいまより開会いたします。

初めに、教育長より報告事項をお願いいたします。

教育 長 —————7月30日以降の行事について報告—————

委員 長 ありがとうございます。ただいまの教育長よりの報告事項に関して、ご質問、ご  
意見あればお願いいたします。よろしいですか。

続きまして、議案に入りたいと思いますが、会議の非公開についてお諮りしたいと  
思います。議案第15号、16号は議会提出前のために非公開としたいと思いますが、  
いかがでしょうか。

委員 長 ありがとうございます。それでは議案15号、16号は非公開といたします。

議案第15号 平成27年度土浦市一般会計補正予算案（第3回）に対する意見につ  
いて、スポーツ振興課お願いします。

【 議案第15号「平成27年度土浦市一般会計補正予算案（第3回）に対する意見  
について」を協議 】（非公開）

【 議案第16号「川口運動公園野球場ナイター照明設備工事の請負契約に対する  
意見について」を協議 】（非公開）

続きまして、議案第17号 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に  
係る点検・評価報告書について、教育総務課お願いします。

教育総務課 別冊資料2をお願いいたします。

6月の定例会におきまして承認をいただきました素案をもとに、有識者の先生3名  
の方に意見をいただきまして報告書がまとまりましたので、議会への報告及び公表  
について審議をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

点検評価の趣旨でございますけれども、中段の箱の中に「地方教育行政の組織及び  
運営に関する法律」の抜粋がございます。第26条で、教育委員会はその権限に属  
する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を  
活用しながら、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報  
告するとともに、公表するということになってございます。今回は26年度の事務  
に関しまして、一番下4番に記載の3名の先生方にご意見をいただいたものでござ  
います。

3ページお願いします。

報告書の作成に当たりましては、記載のとおり、7月6日、7月8日、8月6日の  
3回にわたりまして有識者会議を開催しまして、各課からの事業説明を行い、先生  
方の意見をいただきました。

5ページをお願いします。

教育委員会の会議の開催状況でございます。平成26年度は定例会が12回、臨時会  
4回、計16回の会議を開催しました。議案52件、報告が29件、協議が10件、合  
わせまして91件の審議を行っていただきました。

6 ページから 23 ページがその開催状況となっております。また、23 ページの一番下が「活動実績」ということで委員の皆様に参加していただいた研修会とか、そういったものの状況を報告させていただきました。

教育委員会に対する意見としましては、26 ページの（４）番、有識者の意見ということで、田上先生の方からは一つ目の丸の後ろから 2 行目ですけれども、「各委員は高い見識と職業上の専門性を生かして、教育活動の充実・発展、課題の解決に努めた」という意見、また、齊藤先生からは「学校や家庭、地域と連携し、教育行政に関して迅速な対応をしてもらいたい」というような意見をいただいております。こちらが教育委員会に対するご意見でした。

27 ページ以降につきましては、有識者の先生方の各種意見を記載してございますが、量があるものですからこの場ではご説明を割愛させていただきます。

素案で、この内容でご承認いただければ、9 月議会に報告させていただきます。その上公表したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委 員 長

ありがとうございます。教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書ということで、案として出ているわけですけれども、毎年やっておりますが、いかがでしょうか。これを見まして何かご意見ございますか。この報告書で議会提出ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、議案第 17 号はこの点検・評価報告書を議会提出ということで決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第 18 号 土浦市立幼稚園適正配置の諮問について、学務課お願いたします。

学 務 課

定例会資料の 20 ページ、21 ページをお願いいたします。

市立幼稚園につきましては、定員に対して大幅に園児数が満たない状況でございます。こうした状況の中、望ましい教育環境を維持するために、5 つの公立幼稚園のあり方など幼稚園適正配置に向けた内部検討委員会を立ち上げましてこれまで 3 回にわたる協議を実施してまいりました。その結果、報告書をまとめましたので教育委員会に報告するものでございます。また、今後学区審議会への諮問をお願いいたしまして、市立幼稚園の適正配置について市議会からご意見を求め、その後教育委員会で新たな幼稚園の適正配置計画を決定していきたいと考えております。それでは、本日お配りしました資料 3 になります。土浦市立幼稚園の適正配置について、報告書の内容につきまして、主な点のみご説明させていただきたいと思ます。

2 ページの方をお願いいたします。

市立幼稚園のあり方の基本的な考え方でございますが、幼稚園教育につきましては、学校教育法の第 22 条に基づき、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とするというふうにされております。現在の幼児の育ち傾向といたしまして、生活習慣が身についてないことや、コミュニケーションが苦手であること、また、体力不足などの課題が指摘されております。そのため、一定の集団の形成確保や切磋琢磨する教育環境が必要だという基本的な考え方を示したものでございます。

3ページの方をお願いいたします。

今回の内部検討委員会で検討する視点といたしまして、大きく3点ほど挙げております。四角の中にありますが、一つ目といたしましては、公立・私立の幼稚園の園児数と教職員数の状況でございます。二つ目といたしましては、公立幼稚園の運営状況、三つ目として公立・私立幼稚園の立地状況でございます。

4ページをお願いいたします。

4ページから9ページまでにつきましては、先ほどご説明申し上げました三つの視点から現状と課題を整理した内容でございます。説明については割愛させていただきますが、記載のと通りの状況でございます。

最後、10ページをお願いいたします。

この検討会のまとめの部分でございます。三つの視点から幼稚園児の教育環境の充実を図るため、公立幼稚園の適正配置を実施することが必要であるという結果・結論となりました。その大きな方向といたしましては、平成24年度にいくぶん幼稚園と統合した土浦幼稚園について、まず、創立130年を迎える歴史ある幼稚園でありまして、今後も土浦幼稚園については存続すべきとの意見をいただいております。また、そのほかの4園につきましては、土浦幼稚園を中心に南北それぞれ2園を1園に統合するのが望ましいのではないかとというような考えでございます。

なお、適正配置の実施に当たりましては、PTAの代表者のご意見や保護者のアンケートの結果などから、預かり保育や通園バスの運行など今以上の一層の幼稚園保育サービスの充実を求める声が多いことを踏まえた対応が求められているのではないかとという考え方でまとめたものでございます。

報告書の概要については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。土浦市立幼稚園の適正配置の諮問についての議案ですけれども、この適正配置についての報告書についてですけれども、ご意見、ご質問あれば、お願いいたします。この報告書では土浦幼稚園と南北に一個ずつということで3園をとということですね。そういう方向で適正配置というか合併するという形になるのでしょうかね。そういう報告書なんですけれども、いかがでしょうか。南北二つにするとすると、今度は送迎とかがまた出てきますよね。送迎がないというのが市立と私立の差ですからそれが大きいんでしょうけれども、この報告書を踏まえて諮問するわけですね、学区審議会。現状はそういう園児の減少があるのでやむを得ないかなとは思いますが、いかがですか。

学務課

この検討会、3回ほど実施させていただきましたが、その中で保護者にアンケートも実施しておりまして、こちらの調査票の方も用意してございますので、お配りさせていただきたいと思っております。

アンケートの方なんですけど、主な部分だけご紹介させていただきます。このアンケートにつきましては、現在公立幼稚園に通っている児童の保護者に回答いただいたものと、これから幼稚園に入る方、もしくは現在保育所とか私立に入っている2歳児、3歳児の保護者に対して行っております。分けた形で回答の方もさせていただきます。

まず、1点目は、2ページの上の方、就園についてお聞きしているんですが、やは

りこれまでも保護者からの要望とかがあったんですが、早い段階から、つまり3歳までに何らかの施設に就園させることを希望している方が多いことがわかりました。また、就園予定の方のうち、73%の方が私立幼稚園を希望しているということもわかったものが上の表の方でございます。

また、2ページの下の方の表でございますが、幼稚園を選ぶ基準について、在園児の保護者と2歳・3歳児の保護者に聞きましたら、どちらも自宅に近いという理由が一番の理由になってございます。また、公立幼稚園の在園児保護者については、保育料が安いということも選ぶ基準だということで回答として多かったものでございます。

それから3ページの方になりますが、3ページの真ん中、公立幼稚園の今後のあり方、どんなふうを考えているかということで統廃合について聞いたわけなんですけど、やはり在園児の保護者についてはできるだけ現状を維持してほしいというのが大多数になりますが、一方で、2歳・3歳児の保護者については、やはり少子化という流れでございまして、統廃合してもっともっと環境をよくするべきじゃないかというのが多かった状況でございます。

また、あわせて3ページの下になります。保育料のことも、適正配置とは別なんですけど、学務課の懸案事項でございまして、保護者の方に聞いてみましたら、やはり在園児の保護者については今までどおり安い6,000円をお願いしたいと言う方がほとんどでございまして、ただ、一方で増額もやむを得ないのではないかなというふうなご理解いただいた方も結構いるという状況がわかりまして、これは予想以上に金額の増額もご理解いただいているのかなというふうに考えています。

4ページの方になります。

統廃合したら、どこの幼稚園を選びますかという質問が上の質問なんですけど、やはり遠くても、近い公立がなくなっても、遠い公立幼稚園を選ぶという方が一番割合としては多いんですが、ただ、やはり自宅から近い私立幼稚園、送迎のある私立幼稚園を合わせた数ですと、やはり公立を上回る数になってございます。

最後に、自由記載の意見になりますが、これは報告書のまとめのところにも最後の部分で要望という形で書いてございまして、やはり預かり保育の延長ですとか、送迎バス、それから3年保育を希望するようなご意見が圧倒的でございまして、

以上でございます。

委員長

ありがとうございます。ただいまのアンケート結果を踏まえまして、何かご意見があればお願いいたします。統合すると、このアンケートを見ると、やはり自宅近くの私立幼稚園を選ぶということになるか、結局、現状とそう変わらない人数になるんじゃないかなという感じですよ。統合したらまたふえるわけじゃなくて、そういう感じになりそうなんですけれども。

木下委員

アンケート調査結果の4ページのところで、統廃合した場合について、送迎があれば市立幼稚園という項目がないんですけれども、こういった希望者がいるのかなと考えてみますと、2ページのところで2・3歳児の未就園児の保護者が幼稚園を選ぶ基準で、送迎があるかどうか、5%しか回答がないんですね。そうすると、もし今後適正配置で園児数が少なくなった場合に、当然バスを用意するようなことを検

学 務 課

討しなくてはいけないと思うんですが、保護者が送迎するという前提で考えれば、たとえバスを走らせてもらっても市立幼稚園は選びませんというような考え方なのかなと思うんですが、その一方で3ページのところを見ますと、統廃合すべきというようなところを望んでいるというのが、選択の基準というのが未就園児の保護者にはつきりとあるのか、ないのか、つかめない感じがします。どの程度の方が、バス送迎があれば行きたいなという希望があるのか、現状数字として知りたいです。バスの送迎につきましては、統廃合をしていく中で必ず検討せざるを得ない事項だと思います。公立では新治幼稚園だけがバスの運行をしているんですが、実際には親が送迎してバスを利用しない園児もいるのかなと思います。それはきっと私立幼稚園でバスを運行している所もいるんだと思うんですが、その辺はどのぐらいの割合でバスを利用する方がいるのかとか、これから調査しまして、バスの利用が本当に必要なかどうかということが統廃合に影響してきますので、よく検討していきたいと思っています。

委 員 長

結局、3年で行くということが多いので、市立が送迎がないとか余り重視してなくて、3年と2年の違いというのが大きいんじゃないですかね。私立と公立の違いは。送迎とともに、もし希望どおりいくんだったら、3年保育も一緒にやるかどうかなんですけれども、統廃合というのは避けられないと思うんですけれども、何かございますか。結局、自宅から遠くなっちゃいますよね。自宅から遠くなると、自宅から近い所に行っている人たちは私立の方に行っちゃうという感じがしますけれども。新治の送迎バスを残せば、新治と都和の合併の場合は新治を残すというような感じになるんでしょうかね。その辺はちょっと難しい。

学 務 課

今回の内部検討委員会におきましては、現場に一番近い園長さんと保護者の代表ということで、そういうメンバーでまとめたものになりますので、大きな方向性ということ、総合的なとらえ方になります。いよいよ学区審議会の方に諮問いたしまして、今委員長の方からありましたけれども、具体の配置計画に絡んだというような形、各論の方に入るかなと思います。

橋 本 委 員

非常に難しいことだと思うんですが、市立幼稚園がこれから統合していく。統合したところに本当に必要性を感じる市であってほしい、こんなふうに、そういう親御さんがいるわけですよ、そういうのにこたえるにはどうしたらいいのか。私立の幼稚園や保育もあるわけだよ。その辺の違いをどういうふうにしていくのか、同じならば、みんな保育料も同じ、何も同じというなら、近くの私立へ行くし、本当に土浦市でやる幼稚園教育だから行ってみたい。そういうふうになるのでは、またこれは私立の幼稚園あるから、そこまで特色を出すのもまた難しいとも思うので、この辺は非常に難しい。その辺、審議会に諮問して、よく方向性を打ち出してもらえればありがたいと思います。

委 員 長

公立の幼稚園、特別支援の子どもというのがふえていますよね。やはりそれは公立で面倒を見ている形で必要だとは思うんですけれども、統合したときのバスの問題をクリアしたり、いろいろあるんでしょうけれども、適正配置となると統合するというようなことだとは思うんですけれども、その後のどうやって、私立と同じようにするか。適正配置となると、今みたいな五つを三つにするというようなことです

かね。そういうのはやむを得ないのかなと思うんですけども、どこを残すのか、それはまた別でしょう。とりあえずこの報告書についてはよろしいですか。この報告書をもとに学区審議会に諮問するというところで、議案第 18 号は可決ということでもよろしいですね。ありがとうございました。

次にいきます。議案第 19 号 土浦市指定文化財の指定の諮問について、文化課お願いします。

文 化 課

文化課中澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、定例会資料 24 ページをお願いいたします。

文化財の指定でございますが、文化財保護条例に基づきまして指定文化財の指定申請のあったものについては、その文化財が指定する価値があるかどうかについて文化財保護審議会の意見を求めるため諮問するものでございます。

今回申請が上がってまいりました文化財は、上高津貝塚ふるさと歴史の広場で保管・管理しております「烏山遺跡・八幡脇遺跡出土玉作資料」について、また、土浦鳶職組合で実施しております「木遣り・纏振り・梯子乗り」の 2 点です。

1 点目の「烏山遺跡・八幡脇遺跡出土玉作資料」についてですが、27 ページをごらんください。申請のありました文化財は市内烏山遺跡と八幡脇遺跡から出土した古墳時代前期の玉作関係の一括資料です。瑪瑙や緑色凝灰岩、滑石などで製作された勾玉や、管玉などの玉類の未成品と石製工具類が主なものです。中でも、瑪瑙勾玉の生産では全国的に見ても最も古く、茨城県久慈郡玉川産の原石を使用し、形を整えるための砥石は埼玉県秩父市長瀬産の片岩を使用するなどの特色があり、大変貴重なものであることが近年わかってまいりました。よって、このたび市指定有形文化財として申請があったものです。

続きまして、2 点目の「木遣り・纏振り・梯子乗り」についてですが、30 ページをごらんください。木遣りとは労働歌の一つで、重い物を協働で引くときの掛け声に由来があり、江戸時代に鳶職が歌へ変化させて広まったといわれています。現在は消防の出初式などの恒例行事において、木遣り歌、梯子乗りが行われ、土浦市においても例年実施されているものでございます。土浦の「木遣り・纏振り・梯子乗り」は戦時中に一時中断しましたが、昭和 37 年に土浦鳶職組合が発足するとともに再び口伝により伝えられてきたものです。土浦鳶職組合では、土浦はもとより、海外においても実技を披露するなど、広く日本の伝統文化振興に貢献しており、市指定無形民俗文化財として申請があったものです。

説明は以上でございます。

委 員 長

ありがとうございます。議案第 19 号は土浦市指定文化財の指定の諮問ということで、烏山・八幡脇遺跡出土玉作資料と木遣りの諮問についてなんですけれども、いかがでしょうか。ご意見ございますか。よろしいですか。烏山から出たわけですね。あとは鳶職組合の木遣りということで、特に異議がないということで、議案第 19 号は可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、報告事項、図書館資料の取り扱いについて、図書館よりお願いします。

図 書 館

図書館でございます。よろしくお願いいたします。

本日配付いたしました資料 4 をご確認ください。よろしくお願いいたします。

図書館資料の取り扱いにつきましては、先月7月の定例会で報告させていただきました件のご意見をいただきましたので、再度検討させていただいて、今月改めて報告させていただくものです。

まず、図書名『絶歌』、元少年A著、太田出版からの出版でございます。ご存じのとおり、神戸連続児童殺傷事件の被疑者とされており、元少年Aを名乗る人間が自分の手記として書いたとされる『絶歌』の取り扱いについてでございます。

2番、図書購入の経緯、こちらは前回もご説明した内容と同じになりますが、改めてご説明させていただきます。当該図書の購入につきましては、市民からのリクエストを受けまして図書館において購入について検討しました結果、以下の二つの理由から図書館資料として購入することになりました。理由1、「土浦市図書館資料収集及び保存に関する方針」に基づきまして収集を制限するものではないと判断できる図書のため。2番、公益社団法人日本図書館協会におきまして、当該の図書につきましては、図書館の提供制限に該当しないとの見解が示されているためです。日本図書館協会の見解につきましては、枠内をごらんください。

3番、図書の取り扱いについて、当該図書については、事件の特異性、またその後の社会情勢等から社会的な影響なども考えられますことから、社会的な影響などに十分に配慮した上で以下のとおりの取り扱いにより、対応することといたします。なお、未成年者等への年齢による提供制限につきましては、現在のところ、当該図書が出版差し止め等などの法的措置を受けておらず、書店等、インターネット等で自由に購入できる状況であることを踏まえ、また、今回県内で当該図書を購入・所蔵しております公共図書館全館にアンケートをとりました結果、年齢制限を導入している事例が1館もないことを考慮しまして、当館としても極力年齢制限につきましては特別扱いはしないこととして対応したいと考えております。

その図書の取り扱いについての配慮という部分ですが、(1)番、図書につきましては、職員のみが入ることのできる閉架書庫、利用者の立ち入りは一切禁止している場所への保管としまして、利用者からカウンター等で要望があったときのみに本を用意して提供することといたします。理由としましては、未成年者が図書の内容等を知らずに話題性などから興味本位で読みたいという場合も想定されますので、そういった場合、利用者が自由に手に取れる書架にあることで簡単に手に取ってしまう、対応してしまうということを未然に防止するために閉架書庫で管理したいと考えております。

過去また現在におきまして、図書館で同様の措置をとった事例としまして、下に示させていただきました『二人のポーズ』という図書と『ママにもいえなかった』という絵本がございます。『二人のポーズ』は普通の美術デッサン資料なのですが、全裸の男女の写真が掲載されていますことから、児童等への配慮のために閉架保管として、求めがあるときのみ提供することにしております。

もう一つの理由としまして、社会的な関心が高いことから、出版に反対するような方が図書自体への攻撃、汚損や破損、盗難等をされる可能性が他の図書よりは高く感じられますので、そういったものを未然に防止したいと考えております。

(2)番としまして、未成年者からの要望があった場合は、図書の内容を説明しま



して利用者の意向を確認した上で提供することといたします。理由としまして、未成年者が図書の内容を知らずに興味本位等で貸し出しを希望している場合、カウンターで図書館職員がこういう本ですが、大丈夫ですかという確認等を行うことにより、少しでもそういった興味本位等への抑止効果が期待できると思っております。また、状況に応じまして、必要な場合には、未成年者の登録データから保護者への確認等を図書館の方で対応するなど、簡単に貸し出すということは極力避けたいと考えております。

下の方は先ほどご説明しました県内で既に購入・所蔵している図書館の保管状況や年齢制限等の状況についての調査になります。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。前回も出ましたけれども、『絶歌』という図書購入についての説明でしたけれども、いかがでしょうか。質問、ご意見あればお願いいたします。閉架扱いでということ。

木下委員 図書の取り扱いの方針について、これでいいかなと思うんですが、一つだけ、未成年からの要望があった場合ということですけども、ここに来ている人が未成年かどうかのチェックというのは、図書カードのバーコードで読み取ったときにこの人は何歳であるという情報がすぐにデータとして出るんですか。

図書館 職員側のパソコンは生年月日が出ますので、年齢は確認できます。もちろん、カードを個人で、例えばゼロ歳の赤ちゃんでも、おじいちゃんでもだれでもつくれますので、例えばお母さんのカードを持ってくるような子どもさんがたまにいるんです。そういった場合は、当然見た目ということになってしまいますが、さすがに小学生とかというのはないだろうなということで、中学生ぐらいが一番難しいかなとは思っています。そこは確認できます。

委員長 ほかに。これは特に年齢制限はしないんです。しないんですね。

図書館 はい。

委員長 よろしいですか。閉架ということで、水戸は開架となっていますけれども、よろしいですね。『絶歌』の扱いについては承認ということで決定いたします。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

教育総務課 次回の開催日をお願いします。

—————次回定例会日程について協議—————

委員長 臨時会を8月31日5時から。定例会を9月29日4時からをお願いします。それでは、長い時間ありがとうございました。以上をもちまして8月定例会を閉会といたします。ありがとうございました。